

東洋史研究

第四十八卷 第一號 平成元年六月發行

『マハーバーラタ』の窮迫時法・贖罪法

——シャーンティパルヴァンの記事の検討——

山 崎 元 一

- 一 はじめに
- 二 食事に關する窮迫時法
- 三 職業に關する窮迫時法
- 四 淨化儀禮（贖罪）
- 五 國家と社會の窮迫時法
- 六 おわりに

一 はじめに

1 一九二〇年代の後半に北インド中部の一村を調査したW・H・ワイザーは、劃期的な村落調査報告として知られる『ヒンドゥー・ジャジマーニー制度』の中で、この村に住むバラモンについて興味深い記述を残している。⁽¹⁾すなわち、(1)この村を構成する二四のカーストの中で最上位を占めるのはバラモンであるが、そのバラモン＝カースト（ヴァルナ）の内部

には、ランクを異にする八つのサブ・カーストが存在する。(2)この村に住むバラモン四一家族のうち、司祭職に従事するのは、第一、第三、第六ランクのサブ・カーストにそれぞれ属する三家族であり、他の大部分は農業に、一部は牧畜・商業に従事している。(3)司祭職に従事する三者のうち、第一ランクのサブ・カーストに属する者は、村内の上位ランクのバラモンの家に對してのみ司祭のサーヴィスを行う。ただし、この第一ランクの家では、家庭の祭禮のために近隣の村から更に高いランクに属する司祭を招く。(4)第三ランクのサブ・カーストに属する司祭は、残りのバラモン、および上・中位のカーストに属する家のために祭式を執り行う。(5)第六ランクに属する司祭は、不可觸民カーストの一部を含む中・下位のカーストのために祭式を執り行う。

右の報告から、次の三點を知ることができる。(1)バラモンは司祭職以外のさまざまな職業に従事している。(2)バラモンというヴァルナの中心部(上部)に高度の淨性を認められた集團が存在する一方、周縁部(下部)には下層のヒンドゥー教徒との接觸を日常的に行う集團が存在する。(3)こうした混成集團であるにもかかわらず、バラモン・ヴァルナの成員は自己のヴァルナへの歸屬意識を持ち、その結果として、ヒンドゥー社會の最上位を占めるバラモンという一大階層が形成されている。

これと似た狀況は、古代のバラモン・ヴァルナにおいても見られた。四ヴァルナ制度のもとでバラモンは、自己の地位(淨性)を維持するために、生活のあらゆる面で厳しい自己規制を強いられた。それはヒンドゥー法典の諸規定となって傳えられている。しかし、そこに掲げられた生活法を厳守できるバラモンの數は限られている。彼らの多くはバラモンに不適とされた諸種の職業に従事せざるを得ず、また日常生活の煩瑣な規定にもしばしば違反した。こうした違反行為に厳しく對處するならば、バラモン・ヴァルナは縮小の一途をたどるであろうし、違反を放置したならば、バラモン・ヴァルナの特權的地位が失われる恐れも生ずる。バラモンにとって大きな課題は、多様な現實を承認しつつヴァルナの枠組みと淨性を維持することであつた。必要に迫られたバラモンは、アーバド・ダルマ(窮迫時の法)という便利な臨時法を創

案し、『またブラーヤスチッタと呼ばれる贖罪法（淨化儀禮）を大いに活用した。筆者はすでに別稿において、ヒンドゥー法典類を史料として用い、兩法に關する諸問題を論じている。⁽²⁾ 本稿はヒンドゥー教徒が聖典の一つとして尊ぶ『マハーバーラタ』を取り上げ、その第十二卷『シャーンティパルヴァン（靜寂篇）』の第一章「ラージャダルマ・パルヴァン（王法の章）」と第二章「アーパドダルマ・パルヴァン（窮迫時法の章）」に見出される窮迫時法と贖罪法を検討したものである。⁽³⁾

『マハーバーラタ』は、前九世紀ごろの部族内紛争にまつわる傳承を核とし、その後さまざまな要素を加えつつ、千年以上の歳月を経て今日の形をとるに至った一大敘事詩である。この敘事詩を構成する諸要素の中には、そのみで獨立した作品となり得るものもある。『シャーンティパルヴァン』はそうした作品の一つであり、『マハーバーラタ』成立史の後期に附加されたものとみられている。この一篇の内容は、マハーバーラタ戦争後に老雄ビーシュマが死の床でユディシュティヤ王に説いたとされる訓戒であるが、そこに語られるのは、四ヴァルナ制度の社會に生きる者の心構えであり、バラモンの立場から定められたヴァルナ社會の成員の權利・義務である。したがって、同卷中の窮迫時法・贖罪法は、基本的には四ヴァルナ制度の原則を定めたヒンドゥー法典中の諸規定と一致するのであるが、『シャーンティパルヴァン』中の記事は、法典中の規定に比べてはるかに豊かな内容をもっている。

筆者の研究課題は、四ヴァルナ制度の検討を通じて古代インド社會の構造を明らかにすることにある。そしてこれまでに、同制度のヒエラルキーの下位に置かれた諸集團を調査し、一應の結果を得ている。本稿はそれに續くもので、ヒエラルキーの最上位を占めるバラモン・ヴァルナの實態とその役割を解明する試みの一環である。以下の諸節において、バラモンの主張に焦點をあてつつ、ヴァルナ社會——ヒンドゥー社會——の柔軟な構造の一面を考察してみたい。

二 食事に關する窮迫時法

アーパド (apad) とは、窮迫、災難、苦難、危機を意味する語である。こうしたアーパドの状況下において、ヴァルナ社會の成員には、自己のヴァルナに定められた生活法を守ることのできない事態が生ずる。『マヌ法典』や『シャーンティパルヴァン』によると、アーパドの状況下における死滅を怖れた神々や聖仙^シたちが、第二次的な生活法である窮迫時法を定めたのであるという。⁽⁴⁾ したがってこの法は、窮迫時に限って適用される臨時法ということになる。

個人的な窮迫を代表するものは飢餓である。『マヌ法典』や『シャーンティパルヴァン』に掲げられた不可食物 (食物そのものが不淨、あるいは食物の與え手が不淨)⁽⁵⁾ のリストが示すように、ヴァルナ社會の成員、とくにバラモンには、食事に關するきわめて面倒な禁制が存在する。しかし窮迫時においては、この種の禁制は際限なく弛められることになる。そうした一例として、『シャーンティパルヴァン』の「窮迫時法の章」に載せられた聖仙ヴィシシュヴァーミトラとチャンダーラ (不可觸民)⁽⁶⁾ の話を紹介してみよう。

この物語ではまず、早魃に發した飢饉の様子が誇張した表現で語られる。その飢饉に遭遇した聖仙ヴィシシュヴァーミトラは、食物を求めて森林の中を彷徨ったあげく、狩獵で暮らすチャンダーラ⁽⁷⁾ の小屋から犬の臀肉を盗み取ろうとする。窮迫時のバラモンにとって盜取は合法であると考えたからである。聖仙の行爲を見咎めたチャンダーラは、敬意を拂いつつも、聖仙の行爲が不當であることを諄々と説いた。動物の中でも犬は特に不淨であり、犬肉の中でも臀肉は特に不淨である。そうした肉を、人間の中でも特に不淨なチャンダーラから受け取って食べることは、最清淨であるべきバラモンにとって罪深い行爲となる。また肉の與え手の側も大きな罪を犯すことになる」と諫めたのである。これに對し聖仙は「平常時にこうした行爲は罪となるが、窮迫時のバラモンは如何なる者の手から如何なる物を得て食べても罪にはならない。火神^{アグニ}が何を食べても清淨であるように、人間の中の火神であるバラモンも清淨である」と強辯しつつ、犬肉を持ち去

り妻とともに食べてしまふ。聖仙が行為の正當性を主張して發したとされる言葉のうちから、幾つかを選んでみた。

「生命の維持に必要なことは、躊躇せず爲すべきである。生は死よりも勝っている。生きて〔善行を爲し〕功德を得るべきである（六一）。それゆえ、わたしは、生きることを望みつつ、自らの意志でこの禁じられた食物を食べようとしているのである。お前はそれを認めてほしい（六二）。わたしは、生き延びれば善行を爲すであらうし、また苦行と知識とによつて〔この行為の結果としての〕穢れを除き去るであらう。ちょうど天空の光が暗黒の闇を〔消し去るやうに〕（六三）⁽⁸⁾。」

「聖仙アガスティヤは、空腹のとき、ヴァーターピという名の阿修羅を食べた。わたしは窮迫に陥り、心亂れている（空腹である）。それゆえ犬の臀肉を食べようと思う（六七）。……有學の賢者は聖法の權威であり、わたしはその行為に倣っている。〔アガスティヤの例からみて〕わたしはこの犬の臀肉を、淨とされる食物よりも食べるに適したものと考える（六九）。……〔アガスティヤなど〕聖仙である者が、惡業や卑業を爲すことなどあり得ない。〔飢餓に苦しむわたしは〕鹿〔肉〕も犬〔肉〕も同じであると考える。それゆえ、犬の臀肉は食べるに適する（七一）⁽⁹⁾。」

「今日わたしはこの邪惡な行いを爲し、生き延びたあと大淨化儀禮を行つて自らを淨め、〔その後は〕聖法のために努めるであらう。〔餓死と生存のうち〕どちらが重要であるか言つてみよ（八二）⁽¹⁰⁾。」

右に、窮迫時のバラモンにとつて盜取は合法である⁽¹¹⁾というヴィシュヴァーミトラの考えを紹介したが、ヒンドゥー法典類も學德に秀でたバラモンという條件をつけて、そうした盜取を承認している。たとえ訴えられても、バラモン扶養の義務を果たさなかつた王には、そのバラモンを罰する資格がないのである。『シャーンティパルヴァン』にも次のやうな規定が存在する。

「同様に、六回の食事（三日間）を食べなかつたバラモンは、七回目の食事に際し、聖なる義務を果たさぬ者の打穀場、田畑、家から、あるいは〔食物の〕存在するいずれの場所からも、食物を持ち去ることができる。ただし翌日の

分まで取ることはできない(一一)。「その者は」問われると否とにかかわらず、その「行爲」を王に告げるべきである。法を知る王は、法に従い、彼に罰を加えてはならない(一二)。クシャトリヤが愚かであるため、バラモンは飢餓に苦しむのである。バラモンの學問と德行とを熟知した上で、「王は」彼に生活の手段を與え、また父がわが子を守るように、彼を保護すべきである(一三)。⁽¹²⁾」

なお、右の物語の中で聖仙ヴィシュヴァーミトラは、この種の窮迫時法の適用範圍をバラモン以外にも擴げたと解釋することも可能な、次の言葉を發している。

「……わたしはここで「犬肉を」盗むことにしよう。今や生命維持のための他の方法が見つからない(一六)。窮迫時には、「身分あるいは徳行の」上位・對等・下位の者から盜取することが許される。このうち後の者が存在するとき前の者から盗んではならない。これは定めである(三七)。まず下位の者から奪い、その次には同等の者から「奪う」。そうした者もないときには、正しい生活を送る上位の者からさえ「盗むことができる」(三八)。それゆえ、わたしは、賤民の所有物を奪っても盗みの罪を受けるとは思わない。この肉を持ち去るとしよう(三九)。⁽¹³⁾」

窮迫を脱し合法的生活が可能になったあとと盜取を續ける者は、當然、王による處罰の對象とされた。「王法の章」に記される規定によれば、この種の不法バラモンは「親族もろとも國外追放」であるといふ。⁽¹⁴⁾

三 職業に關する窮迫時法

前節における検討により、窮迫時という條件のもとで、食事に關する煩瑣な規定を一時的に無視し得ることを知った。これと同じことは職業に關しても言える。バラモンにとって合法的な生活手段は、司祭職、ヴェーダ聖典の教授、および他人からの布施を受けることである。そして原則的には、バラモンはこれら以外の職業に従事することができない。『ジャンティパルヴァン』の中にも「バラモンでありながらクシャトリヤ、ヴァイシャ、シュードラの職業に従事する者

は、罪深く、死後、地獄に墜ちるゝという嚴格派の主張が見出される⁽¹⁵⁾。しかし、すでに述べたように、右の三生活手段で生計を維持できるバラモンの数は限られており、彼らの大部分は本業あるいは副業として雑多な職業に従事せざるをえない。ヒンドゥー法典類はこの種のバラモンを不名譽から救うために、窮迫時という條件のもとで、彼らがシュードラなど本来祭主となる資格を持たぬ者のために祭式を執り行うことや、クシャトリヤの職業（政治と軍事）とヴァイシャの職業（農業、牧畜、商業）に従事することを許可している。シュードラの職業である隸屬的奉仕によって生活し得るか否かも、法典編者の間で論議されているが、不承不承ではあるが認める現實派と、斷固否定する嚴格派が存在したようである⁽¹⁶⁾。

『シャーンティパルヴァン』には、次のような窮迫時法が見出される。

「〔バラモンは〕困窮に陥り生計の手段を持たぬとき〔クシャトリヤの生活法を採用できるが〕、クシャトリヤの生活法が不可能なときには、農耕・牧畜に従事しヴァイシャの方法で生活してもよい」⁽¹⁷⁾。

同卷には、これに續けて、商業に従事するバラモンの扱ってはならぬ商品が列擧されているが、これもヒンドゥー法典類の規定とほぼ同一のものである⁽¹⁸⁾。

バラモンがシュードラの職業に従事し得るか否かについて、『シャーンティパルヴァン』は次のような嚴格派の立場を掲げている。

「生計の手段を持たぬバラモンが、クシャトリヤとヴァイシャの〔生活〕法で〔生計を立てても〕、墮姓者（自己のヴァルナから追放された者）とはならない。しかしシュードラの仕事に従事するならば、バラモンは墮姓者となる」⁽¹⁹⁾。

このような嚴格派の立場が示されているにもかかわらず、同卷には、賤業に従事するバラモンに関する次のような話も見出される⁽²⁰⁾。

この物語の主人公は、バラモン文化の中心地域マディヤデーシャ出身のガウタマという名の無學の男である。彼はバラモンに相應しい生計の手段が得られぬまま放浪し、その後、狩獵民^{ダヌ}の村の長者から住家と必要物とを與えられ、その村に

住みつくことになる。そして、ダスヌの妻を迎え、ときどき獵に出ていたのであるが、偶然そこを訪れた同郷の友人——禁欲行に勵む篤學なバラモン——に説得され、それまでの生活を放棄することを誓った。友人はガウタマを哀れみ、彼の家に一泊したが、家の中の物には手を觸れず、また空腹であったにもかかわらず、勧められてもそこの食事を拒んだという。⁽²¹⁾ 主人公のガウタマは、結局、誓いを破って更なる惡業へと身を墮して行くのであるが、文脈から、困窮時に賤業に従事したバラモンにも、反省と自己淨化によってバラモン仲間に戻歸する道が開かれていることがわかる。

窮迫時の法はあくまでも臨時法であり、それは「窮迫時法の章」の中でも次のように強調されている。

「本來の生活法が可能であるにもかかわらず、第二次的な方法で生活する邪惡な心の持主には、來世における果報はない。」⁽²²⁾

しかし、これは單に原則ないし理想を述べたものであり、現實には「窮迫時」を擴大解釋し、雑多な職業で暮らしを立てる者も多かった。『マハーバーラタ』に登場するこの種のバラモンの典型例としては、武術の師として活躍するドローナを擧げることができる。⁽²³⁾

窮迫時の法は、クシャトリヤやヴァイシャに對しても適用される。⁽²⁴⁾ すなわちこの法は、合法とされる職業の枠を越えた多様な職業を、條件つきで準合法化するものである。柔軟な現實對處を定めたこの臨時法によって、ヴァルナ制度の理想と多様な現實との間のギャップが埋められ、四ヴァルナから成る身分秩序が維持されてきたと言えよう。

四 淨化儀禮（贖罪）

淨不淨思想の極度に發達した古代インド社會において、バラモンをはじめとする住民は、生活のあらゆる面で穢れの危険に身を置いていた。穢れた者には相應の淨化儀禮（贖罪）を行うことが義務づけられており、この種の儀禮が複雑・多岐に發達した。ヒンドゥー法典類では、贖罪が主要課題の一つとされている。『マハーバーラタ』においても同様

である。『シャーンティパルヴァン』の中に極悪人を「贖罪なし」と斷じた文言も見出されるが、全般に強調されているのは、淨化儀禮を通じて罪人も本來の淨性を取り戻し得るとする見解である。淨化儀禮の重要性は次の句にも示されている。

「德ある者は、聖法ダルマに従つて、〔罪ある者を〕親族であらうと師であらうと捨て去るべきである。贖罪を行わぬ者たちとは、會話をしてはならない（三八）。罪を犯した者も、德行ダルマと苦行タパスによつて、罪を消し去ることができる（三九）⁽²⁶⁾。」

第二節で紹介した聖仙ヴィシュヴァーミトラもまた、犬肉を食べる前と後に、淨化のための努力を拂っている。すなわち、儀禮の規則に従つて火を燃やし、自ら肉を料理して供物チャヤを作り、それらを規則通りに分けて、インドラ神をはじめとする神々と祖靈に供え、彼らを満足させたのちに料理を口にしているのである。こうした行爲にインドラ神も満足し雨を降らせたため、早魃で苦しんでいた動植物は蘇ったという⁽²⁷⁾。この話は次の言葉で終っている。

「賢者ヴィシュヴァーミトラも、その後、苦行によつて罪を燒き拂い、長い年月のち、まことに希有なる自己完成に達した（九一）。このように、困窮の中にあつて生命を維持しようと欲するとき、賢明かつ不屈の精神をもち、また手段を知る者は、あらゆる方法でその苦惱を脱することができる（九二）。このような考えに立ち、常に生命を維持すべきである。人は生き延びることによつて、功德グニヤを得たり幸福になったりできるのである（九三）。それゆゑ賢者は自己を抑制し、法と非法を正しく判斷するよう心掛けつつ、この世を生きるべきである（九四）⁽²⁸⁾。」

『シャーンティパルヴァン』は、窮迫時のバラモンに、「知の力（*vidyāna-bala*）」によつて危機を脱するよう説いている⁽²⁹⁾。右の物語も、そうした知の力の一例として説かれたものである。

ところで、最大の穢れをもたらす罪は、大罪中の大罪とされるバラモン殺害である。筆者はヒンドゥー法典類を史料とした別稿において、この大罪に對する贖罪規定を検討し、それらの贖罪が、死をもつて贖うという厳しいものから比較的容易なものまで多種多様であること、贖罪規定のこうした曖昧さにバラモンによる現實對處の柔軟性がよく示されてい

ること、などを指摘した。⁽³⁰⁾『シャーンティバルヴァン』にも同様な規定が見出されるが、より具體的にはジャナメージャヤ王を主人公とした次の物語がある。⁽³²⁾

パルクシト王の子ジャナメージャヤ王は、意圖せず、⁽³¹⁾バラモンを殺した。バラモンたちや司祭官^{「ブローミナ」}、さらに人民までが、その行爲を咎めて王を見捨てた。自責の念にかられた王は、贖罪のために森に入つて厳しい苦行を積み、また多くのバラモンを訪れたり、聖地を巡禮したりした。その後、王は聖者インドロータの許を訪れた。聖者はバラモン殺しの罪を責め「不淨な者よ、わたしに觸れるな、立ち去れ」と命じたのであるが、やがて救済を求める王の熱意に打たれ、バラモンを今後迫害せぬことを誓わせたのち、贖罪のための諸々の方法を説いた。

この物語は、次の言葉で終っている。

「シュナカの子孫インドロータは、ジャナメージャヤ王にこのように告げたあと、「王を援けて」馬祀祭を規則通り行わせた(三四)。こうして罪を淨化した王は、光輝を取り戻し、燃え上がる火のように輝いた。〔その後〕敵を苦しめるこの王は、満月が天空に昇るように、自分の王國に入った。⁽³³⁾」

右の物語のジャナメージャヤ王は「意圖せず(abuddhipūrvan)」にバラモンを殺している。一方、意圖的に大罪(バラモンを殺す、師の妻と姦淫する、スラー酒を飲む、バラモンの黄金を盗む)を犯した者に對しては、ヒンドゥー法典類も『シャーンティバルヴァン』もきわめて厳しく、「贖罪なし」「贖罪は死である」などと定めている。⁽³⁴⁾しかし、こうした規定は罪の重大さを誇張するためのものであり、實際には故意の犯罪者にもさまざまな救済の道が用意されていた。このことは、聖人ヴィシュヴァーミトラの物語の中で彼が発したとされる「これを食べても墮姓の罪とはならない。スラー酒を飲めば墮姓者となる」というのは言葉の上のことである」という自己辯護からも窺われる。⁽³⁵⁾

贖罪法はクシャトリヤとヴァイシヤ、場合によってはシュードラにも適用され得るものである。バラモンと同様、これらのヴァルナの成員にも、それぞれのヴァルナに相應しい淨性の維持が求められている。多種多様な贖罪法は、現實の生

活において絶えず淨性低下の危機に身を置いた者たちを、それぞれのヴァルナに引き留める役割——すなわち四ヴァルナ制度を柔軟に維持させる役割——を果たしてきたのである。

五 國家と社會の窮迫時法

これまで検討してきた窮迫時法と贖罪法は、個人を對象としたものである。「シャーンティバルヴァン」では、これとは別に國家（國王）と社會にとつてのアーパド、すなわち外敵の侵入や社會秩序の混亂などの問題も取り上げられ、この種の緊急事態に俗界の支配者である王は如何に對處すべきかが、具體的な例を挙げつつさまざまに論議されている。

まず、強敵に攻められた場合の對處法としては、(1) 一時的な屈辱に耐え將來に向けて力を蓄えること、(2) 自己と他者の力を正しく評價し、先見の明を持ち沈着に行動すること、(3) 一方的な判斷を避け、時と場所を正しく判斷して冷靜かつ柔軟に行動すること、(4) 親や兄弟をも倒す冷酷さも時には必要であること、(5) 巧みな行政によって國力の源泉としての國庫を充實させること、その他が擧げられている。⁽³⁶⁾ こうした政治論は、カウティリヤの『實利論』の説くところと基本的には一致している。

王にとつての緊急事態に、國家財政の窮乏がある。この種のアーパドに關する問題が「王法の章」の最終部、すなわち「窮迫時法の章」の直前の節で扱われている。⁽³⁷⁾ それによると、老雄ビーシユマはユディシュティラ王の質問に當惑しつつ、この臨時法を説いたのであるという。その要點を列擧してみるならば、次のようになる。

(1) 王の權力の源泉は財富にあり、財政の窮乏は王の力の弱體化を意味する。内憂外患に苦しむ王にとつて緊急の必要事は國庫の充實である。(2) 窮迫時においては、平常時に不法とされる方法——バラモンと苦行者を除く人民からの搾取——により國庫を充實させてもよい。これは窮迫時の正當な行爲であるから、王は躊躇することなく斷行すべきである。(3) こうした苛斂誅求も、究極には人民保護という目的をかなえるためのものである。王はこうした手段で窮迫時を脱したあ

と、人民に同情を示しつつ善政を行うべきである。

このような主張が強く示されている文言を幾つか紹介してみよう。

「クシャトリヤが生計の手段を失ったとき、苦行者とバラモンの所有物を除き、他の如何なる者からも「財物を」取り上げることができる(二〇)。窮迫時のバラモンには、祭主となる資格のない者「の司祭となり彼」にも祭式を行わせることや、本来食べてはならぬ物を食べることが許される。これと同様に「王による非常時の搾取も許される」。これに關して疑問はない(二一)。⁽³⁸⁾」

「窮迫に陥った「クシャトリヤ」には、聖法^{ダharma}に逆った手段で生活すること「が許される」。バラモンにさえも、生計の手段を失ったときに、これと同様に生活することが許されるからである(二五)。「バラモンにさえ許されるのであるから」クシャトリヤがそうすることに何の疑いがあるうか。この決定は不變である。「クシャトリヤは」富裕な者から「財富を」取り立てるべきであり、「窮迫時に」決して落膽してはならない(二六)。クシャトリヤは人民の迫害者かつ保護者であると言われている。それゆえ、クシャトリヤは「人民を」保護する「よう心掛けつつ」、取り立てを行うべきである(二七)。⁽³⁹⁾」

「王の基礎は國庫の力にある。さらに國庫は軍隊の基礎となっている。その「軍隊は」すべての法の基礎^{ダharma}であり、法は人民の基礎となっている(三五)。「しかしすべての基礎である」國庫は、他人を苦しめることなく「満たすことは」できない。「また人民を苦しめずして」⁽⁴⁰⁾どうして軍隊を「維持できようや」。それゆえ「王は窮迫時の搾取で人民を」苦しめても、罪を負うことはない(三六)。⁽⁴⁰⁾」

異民族の侵入や不法の王の統治などが原因で、ヴァルナ制度に基づく身分秩序が危機に陥ることがある。『シャーンティイパルヴァン』は、こうした社會の危機を救うために、バラモンとヴァイシャ、さらにシュードラにまでも、武器を執ることを許している。また、ヴァルナ制度の身分秩序を象徴するのはバラモンであるという立場から、彼らを救うためにす

べてのヴァルナの者が武器を執るべきであると説いている。

「野蠻人^{メヘン}によつて秩序が亂され、〔異ヴァルナ間の〕混交が生じたとき、すべてのヴァルナの者は武器を執つても罪にはならない（一八）。……バラモンのためには、すべての〔ヴァルナの〕者が武器を執るべきである（二七）。……バラモンは三つの場合に武器を執つても罪にはならない。〔すなわち〕自己を守るため、ヴァルナの秩序が混亂したとき、惡人を懲罰するため（という三つの場合）である（三三）⁽⁴¹⁾」

「牝牛とバラモンの幸せのため、異ヴァルナ間の混交が生じたとき、自己の命を守るため、〔これら三つの場合に〕ヴァイシャは武器を執ることができる（三二）⁽⁴²⁾」

「王法の章」にはさらに、秩序と正義を維持し得る者は出自に關係なく——シュードラでさえ——統治の任に當ることができると説かれている。この問題に關するユディシュティラ王と老雄ビーシュマとの對話を引用しておこう。

ユディシュティラは言つた。「ダスユ勢力が興起し、權力を求める〔争い〕のためにヴァルナの區別が亂れたとき、混亂をきわめた諸ヴァルナの中で、もし〔クシャトリヤ〕以外の者が強力になつたとしよう。もし〔その有力者が〕バラモン、ヴァイシャ、シュードラであり、〔彼が〕正しく武力を振うことによつてダスユから人民を守護できたならば、彼の行爲は正當か否か。制止さるべきか否か。クシャトリヤ以外の者には武器を執ることが許されないのだろうか。」

ビーシュマは言つた。「對岸〔に渡る手段〕のないときに對岸〔への手段〕となり、舟のないときに舟となる者がいたならば、彼は、シュードラであらうと他の〔ヴァルナの〕者であらうと、あらゆる仕方で尊敬するに値する。ダスユの迫害に苦しむ不幸な人々が、その庇護下を守られ幸福に暮らすことのできる者をこそ、あたかも自分の親族に對するよう⁽⁴³⁾に敬愛すべきである。そうしたことを爲す者こそ、常に厚く敬われるべきである。……善き者を常に保護し、惡しき者を懲罰する者こそ、王となるべきであり、そうした者によりこの全〔世界〕は統治され〔てき〕たので

(43)
ある。」

このビーシュマの言葉は重要な意味をもっている。すなわち、正統派バラモンの理想とする四ヴァルナ制度を定めたヒンドゥー法典類で隷屬階層として差別の對象となつてゐるシュードラに、社會秩序の混亂アノミヤ時ディという條件のもとで、爲政者となることを認めてゐるのである。筆者は別稿において、西曆紀元の後數世紀間に、シュードラ差別が弱まり、シュードラを含む四ヴァルナから成るカースト・ヒンドゥー階層の形成が徐々に進むことを指摘した。⁽⁴⁴⁾この數世紀はまた、北インドに異民族が繰り返し侵入し、社會秩序が亂れた時期でもあつた。ビーシュマの言葉は『マハーバーラタ』の成立過程における後期の段階の社會を反映したものとみることができよう。⁽⁴⁵⁾なお、『マハーバーラタ』はシュードラを含むヒンドゥー大衆に開かれた聖典である。右の詩句には、正統バラモン學派に傳わるヒンドゥー法典類に比べいっそう柔軟な發想が示されている。

六 おわりに

本稿の冒頭で、村落調査の例を引きつつ、バラモンが現實には多様な職業に従事していること、バラモン・ヴァルナの内部には淨性のランクを異にする多様なバラモンが包含されてゐることを指摘した。バラモン・ヴァルナのもつこうした柔構造は、同ヴァルナの成立した當初から見られたものであり、それは本稿で検討した『シャーンティパールヴァン』の記事にも明らかに認められる。筆者はこうした柔構造こそ、三千年という長期にわたりバラモン・ヴァルナが身分秩序の最高位を維持し得た一要因であると考えてゐる。こうした柔構造を可能にした重要な理論が、窮迫時法と贖罪法なのである。これら兩法はまた、バラモン以外の三ヴァルナにも適用されるものであり、兩法が四ヴァルナの枠組み全體を維持させる上に大きな役割を果たしたことについては、すでに繰り返し記したところである。

一方、第五節でみた國家と社會の窮迫時法では、財政窮乏の王に臨時手段として本來不法な人民搾取を認めており、ま

たヴァルナ社會の危機に際しシュードラが政權を握ることをも可能としている。ここで留意すべきは、この種の法の適用が可能な「アーバド」の状況であるか否かの判断は、當事者により如何ようにも下すことができたことである。古代インドを政治史の面から見ると、バラモン王朝やシュードラ王朝の成立など、ヴァルナ制度の原則に反した出來事がしばしば起こっている。窮迫時の法は、そうした不法の事態をヴァルナ制度の大枠の中に包み込むことを可能とさせる理論でもあった。⁽⁴⁶⁾

本稿で取り上げた二つの物語に、窮迫時のバラモンと、賤民(ダスヌ、チャンダーラ)との關係が語られている。このうち第三節の物語のバラモンは、放浪ののち、ダスヌの村で村人に迎え入れられている。彼に家を与えたこの村の長者は、バラモンを尊び布施に勤める敬虔なダスヌであつたといふ。⁽⁴⁷⁾ また第二節の物語のチャンダーラは、盜人がバラモンであることを知ると、それまでの態度を改め敬意を拂いつつ話しかけている。バラモンを尊ぶ敬虔なダスヌの話は、『シャーンティパルヴァン』の他の箇所にも見出される。⁽⁴⁸⁾ これらのダスヌやチャンダーラの多くは、非アーリヤ的文化をもつ先住民とみてよからう。ヒンドゥー文化は、アーリヤ文化と先住民文化との融合によって形成されてゆくのであるが、このヒンドゥー化の周縁部で、先住民と、アーリヤ文化の先鋒であるバラモンとの間に、こうした接觸が頻繁に見られたはずである。『シャーンティパルヴァン』の右の事例は、兩文化接觸の一端を語るものである。史書を缺くインド古代の研究にとって、この種の記事の蒐集と検討のもつ意味は大きい。

註

- (1) W. H. Wiser, *The Hindu Jainani System—A Socio-Economic System interrelating Members of a Hindu Village Community in Services*, (Lucknow, 1936), 3rd pr. 1969, pp. 2—8.
- (2) 拙稿「古代インドのバラモン窮迫時の法をめぐって」『東洋學報』六九—二(一九八八)、一一—二五頁。同「ヒンドゥー法典類の贖罪規定—バラモン殺害を例として—」『榎一雄博士頌壽記念東洋史論叢』、汲古書院、一九八

八年、四五九—四八五頁。

- (3) 原本の「つ」は「ナ」版 (Critical Edition) を用いた。S. K. Belvalkar (ed.), *The Mahābhārata*, vols. 13—16 (*The Śāntiparvan*), Poona, 1954—61.
- (4) *Manu*, XI, 29. *Śāntiparvan* (=5.), 159, 15.
- (5) *Manu*, IV, 205—225; V, 4—26. 5. 37, 16—26.
- (6) 5. 139, 1—94. この語は『ヤム法典』(X, 108) に於いて、難陀時法難用の一例として次のように簡潔に引用されている。「法・不法を熟知したヤムシロヤトール・ナラダは、飢えに苦しむ人々を、チャンズーラの手のひら大の贅肉を得て、食すべし」といふことだ (ksudhātās ca attum abhyagād viśvāmitraḥ śvajāgghanim, caṇḍālahastād ādāya dharmā-dharmavicaḥṣaṇaḥ)。」
- (7) この「ナ」は「ナ」で、Śvapaca, Matanga の「ナ」で、5. 139, 27, 47, 54.
- (8) 5. 139, 61—63. 「yathā yathā vai jived dhi tat karta-vyam apīḍayā, jivitaṃ maraṇāc chreyo jīvan dharmam avāpnuyāt (61) so 'haṃ jivitaṃ ākāṅkṣaṇa abhakṣasvāpi bhakṣaṇam, vyavasye buddhipūtraṃ vai tad bhavān anumaṇyatām (62) jīvan dharmam carisyāmi prapots-yāmy asubhāni ca, tapobhir vidyayā caiva jyotiṃṣiva mahattamaḥ (63)」
- (9) 5. 139, 67, 69, 71. 「agastyena asuro jagdho vātāpiḥ kṣudhicena vai, aham āpadgatāḥ kṣudho (kṣudhito) bhakṣayisye śvajāgghanim (67)... śiṣṭā vai karāraṃ

- dharme tad vṛttam anuvartaye, parāṃ medhyāśānād etiṃ bhakṣyaṃ manye śvajāgghanim (69)... na pākakam na avamatam iṣiḥ san kartum arhātī, samau ca śvam-igau manye tasmād bhakṣyā śvajāgghanī (71)」
- (10) 5. 139, 82. 「ādyaḥam etad vṛjinaṃ karma kṛtvā jivaṃś carisyāmi mahāpavīram, prapūtātma dharmam eva abh-ipsaye yad etayor guru tad vai bravīhi (82)」
- (11) 前掲「古代インドの「ヤムシロヤトール」……」四—六頁。その他は、不信心な者や「ナ」からの供養に必要な物を奪い取ることを規定する。既述の者からの奪う者や奪う者に罰を課すことだ。5. 139, 3—5; 159, 6—10.
- (12) 5. 159, 11—13. 「tathā eva saprame bhakte bhaktāni śad anaśnatā, aśvastanavidhānena hartavyaṃ hinakarna-ṇaḥ, khalat kṣetrāt tathā āgātā yato vā apy upapadyate (11) akhyātavyaṃ nṛpaśya etat pīcchato 'pīcchato 'pī vā, na tasmai dhārayed danḍaṃ rājā dharmoḥa dharmavit (12) kṣatriyasya hi bālīśād brāhmaṇaḥ kliṣyate kṣudhā, śrutaśīle samājñāya vṛttim asya prakalpayet, atha enaṃ paritrakṣeta pītā putram iva aurasaṃ (13)」
- (13) 5. 139, 36—39. 「...steyaṃ kāryam ito mayā, na hi idānim upāyo 'nyo vidyate prāṇadhāraṇe (36) āpatsu vihitāṃ steyaṃ viśiṣṭa-sama-hīnaḥ, paraṃ paraṃ bhavet pūrvam aśreyam iti miścayāḥ (37) hīnād ādeyam ādau syāt samāntāt tadanantaram, asaṃbhavād ādatīta viśiṣṭād api dhārmikāt (38) so 'ham antāvāsānānām haramāyaḥ

parigrahāt, na steyadoṣaṃ paśyāmi hariṣyāṃ etad āmīsam (39)」

(14) §. 77, 14. 「sa cen no parivarteta kṛtavṛtiṅ paramtapa, tato nirvāsaniyāḥ syāt tasmād deśāt sabāndhavaḥ (14)」

(15) §. 62, 4—5; 63, 1; 65, 8—11. 「ベラムンハ」一般に免税の特権を與へらばつゝ。こゝに「不相應な職業に従事するベラムン」税を強制労働を課するを王に求める意見がある。
§. 77, 4—11.

(16) 前掲「古代インドのベラムン……」六一—二頁。

(17) §. 79, 2. 「śaktiāḥ kṣatradharmaṇa vaiśyadharmeṇa vartayet, kṛṣi-goraḥṣam āsthāya vyasane vṛttisaṃkṣaye (2)」

(18) §. 79, 3—8. 前掲「古代インドのベラムン……」六一—二頁。

(19) §. 283, 2. 「kṣatradharmā vaiśyadharmā na avṛtiṅ patati dvijaḥ, śūdrakarmā yadā tu syāt tadā patati vai dvijaḥ (2)」

(20) §. 162—167.

(21) 「バーナ版では「友人は……」以下の敘述を削除し、註に「つゝ」の寫本の記事とつゞけ部分とをいふ。」「sa tatra nyavasat vipro ghrṇi kiṃcid asaṃspṛṣan, kṣudhitaś chandamāno 'pi bhojanam na abhyamanadata.」 vol. 14, p. 906.

(22) §. 159, 16. 「prabhuḥ prathamakalpasya yo 'nukalpena vartate, na sām parāyikaṃ tasya durmater vidyate phalam

(16)」

(23) 第五節で後述するやうに「ベラムンは困窮時以外にも、社會秩序の混亂時などに武器を執ることが許されている。またこれとは別に、クシヤトリヤがベラムンから創出されたことを理由に、クシヤトリヤ本来の義務をベラムンが果たすことを認めざる意見がある。」§. 22, 6. Also, §. 181, 10—14; *Manu*, IX, 320—321.

(24) クシヤトリヤとヴァイシヤの窮迫時法について、前掲「古代インドのベラムン……」二二—二五頁を参照。

(25) 「na asti niṣkṛtiḥ」 §. 166, 24.

(26) §. 159, 38—39. 「amātyān vā gurūn vā api jāhyād dharmeṇa dharmikāḥ, prāyaścittam akurvānair na etair arhati saṃvidam (38) adharmakāri dharmeṇa tapasā hanti kilbiṣam, … (39)」

(27) 「バーナ版では、聖仙が大肉を持たないことを述べた句の直後に、インドラが雨を降らせたという句を置いている。聖仙が行なった儀禮に関する記事は諸寫本の傳として註記されていふ。」「tathā asya buddhir abhavad vidhinā ahaṃ śvaijāghanim, bhakṣayāmi yathākāmaṃ pūvaṃ saṃtarpya devatāḥ, tato 'gnim upasaṃhṛitya brāhmaṇa vidhinā munīḥ, aindāgneyeṇa vidhinā ceruṇ śrapayata svayam. tataḥ samārabhat karma daivam pṛityaṃ ca bhārata, āhūya devān indrādin bhāgaṃ bhāgaṃ vidhīkramāt.」 vol. 14, p. 776. 「バーナ版の轉写によれば」この部分は聖仙の行爲が罪に相當しないことを強調するため後世に

- 毘尼多論卷之九 (vol. 14, p. 938, note 89)^o
 (82) *ś. 139, 91—94.* 「viśvāmītro 'pi bhagavāṃs tapasā dagdhakalibhaṣaḥ, kālena mahatā siddhim avāpa paramā-dhātām (91) evaṃ vidvān adhnātmā vyasanastho jīvi-
 viśuḥ, sarvopāyair upāyairjño dīnam ātmānam uddharet (92) etāṃ buddhim samāsthāya jivivayaṃ sadā bhavet, jīvan puṇyam avāpnoti naro bhadrāṇi paśyati (93) tasmāt kaunteya viduṣā dharmā-dharmavinīscaye, bud-
 dhim āsthāya loka 'smin varitavyaṃ yatātmanā (94)」
 (83) *ś. 139, 11.* Also, *ś. 130, 3.*
 (84) 檀越「ムハムハ一苾芻懸の懸懸衆説」を懸懸^o
 (85) *ś. 159, 42—51.*
 (86) *ś. 146—148.*
 (87) *ś. 148, 34—35.* 「evam uktvā sa rājānam indroto jana-mejayaṃ, yājñātmāsa vidhivād vājimebhena śaunakaḥ (34) tataḥ sa rājā vyapanitakalmaṣaḥ śrīyā yutaḥ praj-valitāgnirūpavā, viveśa rājyaṃ svam amitrakarśāno divaṃ yathā pūrṇavapur niśākarāḥ (35)」
 (88) *ś. 159, 32.* 檀越「ムハムハ一苾芻懸の懸懸衆説」因ヤ一因ヤ川因^o
 (89) *ś. 139, 86.* 「na pātakaṃ bhakṣaṇam asya dīṣṭaṃ surām pītvā patati iti iha śabdah,...」故意に憐れむた大罪云々
 〇懸懸ムハムハ 懸懸衆ヤ 因ヤ一 因ヤ五五々々參照^o
 (90) *ś. 129—132; 136—140; 150—153 etc.*
 (91) *ś. 128, 1—49.*
- (92) *ś. 128, 20—21.* 「kṣatriyo vṛttsamprothe kasya na ādātum arhati, anyatra tāpasasvāc ca brāhmaṇasvāc ca bhārata (20) yathā vai brāhmaṇaḥ sīdan ayājyaṃ api yājyēt, abhojyānmāni ca aśnīyāt tathā idam na atra saṃśayaḥ (21)」
 (93) *ś. 128, 25—27.* 「āpadgatena dharmāṇāṃ anyāyena upajivanam, api hy etad brāhmaṇeṣu dīṣṭaṃ vṛttipari-kṣaye (25) kṣatriye saṃśayaḥ kaḥ syād ity etan niścitaṃ sadā, ādātva viśiṣṭebhyo na avasīdet kathampcana (26) hantāraṃ rakṣitāraṃ ca prajānāṃ kṣatriyaṃ viduḥ, tasmāt samrakṣatā kāryam ādānaṃ kṣātrabandhunā (27)」
 (94) *ś. 128, 35—36.* 「rājāḥ kośabalaṃ mūlaṃ kośamūlaṃ punar balam, tan mūlaṃ sarvadharmāṇāṃ dharmamūlaḥ punaḥ prajāḥ (35) na anyān apīdayivā iha kośaḥ śākyaḥ kuto balam, tadārthaṃ pīdayivā ca doṣaṃ na prāptum arhati (36)」
 (95) *ś. 79, 18, 27, 33.* 「unmaryāde pravṛtte tu dasyubhiḥ saṃkare kṛte, sarve varṇā na duseyuḥ śāstravanto yudhiṣṭhira (18)...brāhmaṇārthaṃ hi sarveṣāṃ śāstrāgrahaṇam iṣyate (27) brāhmaṇas triṣu kālēṣu śāstraṃ gṛhṇan na duṣyati, ātmatrāṇe varṇadoṣe durgasya nitya-meṣu ca (33)」
 (96) *ś. 159, 31.* 「gobrahmaṇahitārthaṃ ca varṇānāṃ saṃ-kareṣu ca, gṛhṇiyāt tu dhanur vaiśyaḥ paritrāṇāya ca ātmanāḥ (31)」

- (43) Ś. 79, 34—43. 'Iyudhiṣṭhira uvāca: abhyutthite das-yubale kṣatrārthe varṇasaṅkare, saṃpramūḍheṣu varṇeṣu yady anyo 'bhibhaved bali (34) brāhmaṇo yadi vā vaiśyaḥ śūdro vā rājasaṭtama, dasyubhyo 'tha prajā rakṣed daṇḍaṃ dharmeṇa dhārayan (35) kāryaṃ kuryān na vā kuryāt saṃvāryo vā bhaven na vā, na sma śaṣtraṃ gṛahitavyam anyatra kṣatrabandhutaḥ (36) bhīma uvāca; apāre yo bhavet pārām aṣṭave yaḥ plavo bhavet, śūdro vā yadi vā apy anyāḥ sarvathā mānam arhati (37) yam aśritya narā rājan vartayeyur yathāsa-kham, anāthāḥ pālyamānā vai dasyubhiḥ paripīḍitāḥ (38) tam eva pūjayeraṇs te prityā svam iva bāndhavam, mahad dhy abhikṣṇaṃ kauravya kartā san mānam arhati (39)... nityaṃ yas tu sato rakṣed asaṭas ca nibarhayet, sa eva rājā kartavyas tena sarvaṃ idaṇ dhṛtam (43)』

- (44) 拙著『古代インド社會の研究』、刀水書房、一九八七年、三四四—三四五、三五三—三五四、三七六—三七七頁。
- (45) プーナ版の編者は、本文で引用した問答を、異民族の侵入とそれに對する民族的抵抗という現實を反映したものとみている(その例を)。vol. 13, p. 666, note 79 (34)。
- (46) 異民族のヴァルナ社會への編入に、ヴァレーティアの理論が果たした役割にも注目したい。すなわち、異民族をヴァレーティア(宗教的義務を怠ったためシェードラの地位に墮ちた再生族)とみなすことにより、彼らが再生族(就中クシャトリヤ)に復歸する道を用意したのである。前掲『古代インド社會の研究』、三九四—三九五、四一一頁参照。
- (47) 「ヴァルナの違いをすべて知り、バラモンを尊び、約束を守り、布施に勵む (sarvavarṇaviśeṣavit brahmaṇyaḥ satyaśaṃdhaś ca dāne ca nīrato 'bhavat)」。Ś. 162, 30.
- (48) Ś. 65, 17—22; 133, 1—9.

ĀPAD- AND PRĀYAŚCITTA-DHARMAS IN THE *MAHĀBHĀRATA* (ŚĀNTIPARVAN)

YAMAZAKI Genichi

For the past three thousand years, the Brahmana-varna (Brahmin caste) was the highest caste of the Hindu social hierarchy. Depending on the emergence of heterodox religions or invasions by foreigners, the Brahmana-varna was subject to various crises during this period. That the Brahmana-varna was able to weather these crises was largely due to the flexibility of their caste. While they hoisted the Four-varna system, which viewed the Brahmana-varna as the highest caste, as an ideal, in reality they did not refuse to compromise those ideals. That such an extemporaneous, expedient way of dealing with reality was possible for the Brahmana-varna was due to (1) Āpad-dharma and (2) Prāyaścitta-dharma. Although the Brahmana were largely determined phenomenally by these two dharmas, it was possible for them to circulate under the guise of Ksatriya or one of the other three varnas. This was possible because these two dharmas informed all structures between the ideals of the Four-varna system and empirical reality itself. Thus the two dharmas, in addition to maintaining the framework of the Four-varna system, played a major role in preserving the Brahmin caste. This paper will investigate the two dharmas in the twelfth chapter of The *Mahābhārata*, entitled, *Śāntiparvan*, particularly focusing on the flexible nature of the varna social system, i. e., Hindu society.